

福島県福祉サービス第三評価結果表

① 施設・事業所情報

名称：福島県若松乳児院		種別：乳児院
代表者氏名：院長 佐藤 理英		定員（利用人数）： 40（12名：うち一時保護3名）名
所在地：会津若松市城東町1番100号		
TEL：0242-27-0033		ホームページ：なし
【施設・事業所の概要】		
開設年月日 昭和45年5月14日（現在地での業務開始日）		
経営法人・設置主体（法人名等）：福島県		
職員数	常勤職員：27名（うち臨時職員6名、嘱託員2名）	非常勤職員 1名 （非常勤嘱託医）
専門職員	（専門職の名称） 名	
	看護師 10名（うち臨時職員2名）	
	保育士 10名（うち臨時職員3名）	
施設・設備 の概要	（居室数）	（設備等）
	「業務の概要」のとおり	「業務の概要」のとおり

② 理念・基本方針

「若松乳児院 倫理綱領」及び「業務の概要」記載のとおり

③ 施設・事業所の特徴的な取組

<p>「重点施策」として設定し、以下のような取組を行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 担当保育制、保育看護制の強化、食育の実施等により養育の充実を図っている。 ・ 児童相談所の援助方針に基づき、家庭環境等を踏まえた的確な計画を策定し、児童の日常的な行動に応じたきめ細やかな処遇を実施している。 ・ 乳児院に対する理解の促進や児童の社会性の涵養等を目的として開催する「地域交流会（お楽しみ会）」を通じて住民の身近な児童福祉施設としての存在感を高め、また、ボランティア、実習生の受入や育児体験事業を通じて、地域における子育て支援を展開している。

④ 第三者評価の受審状況

評価実施期間	平成29年5月26日（契約日）～ 平成30年2月8日（評価結果確定日）
受審回数（前回の受審時期）	2回（平成26年度）

⑤第三者評価機関名

NPO 法人福島県福祉サービス振興会

⑥評価調査者研修修了番号

SK15018・S15008・2902

⑦総評

◇特に評価の高い点

1. 福祉人材の育成への取り組みについて

福島県人事評価制度に基づき、職員の業務目標について定期的に施設長面談を行い目標達成の進行管理や評価結果を次年度目標に活かす取り組みが行われている。また、新任職員に年齢の近いサポート職員を配置し、きめ細かな OJT が行われるほか定期的に外部講師を招き養育面の職場内研修を行っている。それを養育上のヒントとして職員室に掲示して内容を共有しながら実践に活かしている。

2. 評価を活かした改善への取り組みについて

前回の第三者評価の課題に対して、オムツ交換や排泄の自立に向けた取り組みが出来るよう部屋の改修が行われた。改修によりオムツ交換場所を乳幼児室から分離することで感染防止にもつながっている。さらに、日常的に近隣の幼稚園や児童館に出かけ外部の子どもや大人との交流、買い物や電車の乗車体験など社会経験の機会を増やし子どもの成長と発達を促す取り組みをしている。

3. 子どもの健康への取り組みについて

週1回、嘱託医による往診、緊急時の入院対応など医療との連携が密にとられている。病・虚弱児についても日々の健康管理が行われ、必要に応じて通院リハビリテーションも利用するなど入所児一人ひとりの健康管理が適切に行なわれている。また、SIDS(乳幼児突発死症候群)対策もマニュアルに基づき予防、発見に取り組むほか救急蘇生訓練を計画的に行ない、緊急時に備えている。

4. 保護者との連携について

各家庭へ子どもの成長記録や写真を同封した家庭通信を年3回発行している。今回の家族アンケートでは子どもの成長が実感できるとの意見も出されており、保護者との連携につながっている。また、家庭支援専門相談員の業務を「福島県若松乳児院家庭支援専門相談員活動マニュアル」で定め、相談員を中心に保護者からの相談、面会に対応し、信頼関係を築きながら家庭復帰にむけ取り組んでいる。

◇改善を求められる点

1. 子ども中心の生活支援について

朝食、昼食、夕食の間隔が短く子どもの生活リズムへの配慮が十分となっていない。子どもの生活リズムを尊重した食事時間とすることで、外遊びも含めた遊びの時間の確

保等がより可能となると思われる。メリハリのある家庭的な生活に近づけ、発達成長を促すため生活リズムに配慮した生活支援を行うようデイリープログラム（日課表）の見直し等も含めた検討が望まれる。

2. 地域ニーズに基づく公益的な事業について

関係機関に会議等で福祉ニーズの把握に努めているが、具体的な事業には結びついていない。県内唯一の県立乳児院として持っている様々な専門職機能を子育てに不安を持つ親への支援や相談へ対応する等社会に還元する取組が望まれる。

⑧第三者評価結果に対する施設のコメント

第三者評価調査の過程で、処遇や地域ニーズとリンクした事業の取組等、当施設の様々な課題が明確になりましたことから、指導・助言いただいた事項について、順次、業務改善に取り組み、当施設の更なる養育の向上とよりよい施設運営に努めていきたいと思っております。

⑨第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

(別紙)

第三評価結果（乳児院）

※すべての評価細目（共通評価基準 45 項目・内容評価基準 22 項目）について、判断基準（a・b・c の 3 段階）に基づいた評価結果を表示する。

※評価細目毎に第三者評価機関の判定理由等のコメントを記述する。

共通評価基準（45 項目）

評価対象 I 養育・支援の基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

		第三者評価結果
I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		
①	I-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	◎・b・c
＜コメント＞ 基本目標、基本方針が明文化されており、院内に掲示する他職員会議で周知を図っている。自立支援計画を立てる際も基本目標を確認するなど、養育にあたっての指針となっている。保護者に対しても業務概要により説明し理解に努めている。なお、入所を拒否する保護者に対しては、児童相談所を通じて入所のしおりなどを渡すことで理解に努めている。		

I-2 経営状況の把握

		第三者評価結果
I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
②	I-2-(1)-① 施設経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	◎・b・c
＜コメント＞ 「全国乳児院福祉協議会」、「東北・北海道ブロック乳児院協議会」などで、乳児院を取り巻く環境や情報、方向性などを把握している。課題となっている小規模化については、施設環境上難しい面もあるが、養育担当制を取り入れるなど処遇面で可能なかぎり対応している。県立施設のため「乳児院のあり方」など大きな方向性は県本庁で検討している。		
③	I-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。	a・◎・c
＜コメント＞ 乳児院が抱える課題や問題、動向について諸会議や「全国乳児院協議会」の刊行物により確認して把握しているが、職員への周知までは至っていない。国が示している小規模化や家庭的な養育について、職員と検討しながら出来ることから進めていくことが望まれる。		

I-3 事業計画の策定

		第三者評価結果
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
4	I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	◎・b・c
<p><コメント></p> <p>県が「ふくしま新生子ども夢プラン」を作成しており、乳児院ではそれに基づき運営している。平成28年10月に福島県社会福祉審議会から「県立施設の在り方」について意見具申があり、子どもの養護面から望ましい在り方について医療連携や児童養護施設との併設について県本庁を中心に検討されている。</p>		
5	I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	◎・b・c
<p><コメント></p> <p>長期計画を基に「福島県保健福祉部事業計画」が策定されている。乳児院では毎年業務全般・各部門毎に運営に係る具体的な内容の養育計画を策定し、それに基づき運営している。</p>		
I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。		
6	I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	◎・b・c
<p><コメント></p> <p>養育計画は年度末に各部門において振り返りと反省が行われ、それを活かして次年度の養育計画に反映している。策定にあたっては係、部門、院全体で職員が参加して順次検討している。また年度後半には進行状況を確認し計画の見直しもしており、職場全体で組織的に策定、評価・見直しが行われている。</p>		
7	I-3-(2)-② 事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	a・◎・c
<p><コメント></p> <p>事業計画は福島県のホームページで公開されている。乳児院の「業務概要」を保護者に配布して理解を図っている。また年1回開催している「地域交流会(お楽しみ会)」に保護者を招待している。措置施設としての乳児院の性格上、保護者会はなく説明する機会は持っていないが、子どもの生活内容について理解していただくことが望ましく、業務概要の中で保護者に知っていただきたい部分を分かり易い内容で作成し理解を進めることが望まれる。</p>		

I-4 養育・支援の質の向上への組織的・計画的な取組

		第三者評価結果
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
8	I-4-(1)-① 養育・支援の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	◎・b・c
<p><コメント></p> <p>毎月の職員会議では、「養育・支援に係る懸案事項」について、全員で協議し改善に努めている。また、毎年自己評価を無記名で実施し、気づきを出し合い改善につなげている。第三</p>		

者評価結果についても分析し、具体的に改善に取り組んでいる。さらに養育面でも様々なチェックリストを設け、職員間のばらつきをなくし支援の質の向上に努めている。		
9	I-4-(1)-② 評価結果にもとづき組織として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	a・㊦・c
<p><コメント></p> <p>前回の第三者評価を受けて、オムツ交換場所の設置、近隣の幼稚園や児童館に出かけ地域の子どものとの交流、お買い物など外出機会を増やす他、抱っこしての授乳など改善に取り組んでいる。また、毎年自己評価を行い、結果を分析し職員会議で課題を話し合っている。今後継続的に改善を検討する委員会などを設け組織的に取り組むことも望まれる。</p>		

評価対象Ⅱ 施設の運営管理

Ⅱ-1 施設長の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果
Ⅱ-1-(1) 施設長の責任が明確にされている。		
10	Ⅱ-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	a・㊦・c
<p><コメント></p> <p>施設長は職員会議や指導会議、給食会議、毎朝の申し送り時に法令遵守について話したうえで運営上の方針を伝えている。また、広報誌「乳児院だより」にも考えや運営方針を表明している。なお、施設長不在時、有事の際の権限委任による代理者を明確にしていないので、明確にすることが望まれる。</p>		
11	Ⅱ-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	㊦・b・c
<p><コメント></p> <p>コンプライアンス委員会を設け法令遵守について周知を図っている。職員会議時に「ミニ研修会」として権利擁護、パワハラ、虐待、プライバシーについて周知する機会を設けている。また、施設長は「福島県社会福祉協議会児童福祉施設長研修会」、「東北・北海道ブロック会議」などで乳児院に関する法令等を把握し様々な場面で指導に当たっている。</p>		
Ⅱ-1-(2) 施設長のリーダーシップが発揮されている。		
12	Ⅱ-1-(2)-① 養育・支援の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	a・㊦・c
<p><コメント></p> <p>職員会議等で職員の意見を把握し課題に対しては助言や必要な体制づくりに努めている。質の向上のため情報の収集や内部研修、福島県社会福祉協議会の専門研修に職員を派遣し、人材の育成に取り組んでいる。今後子どもにとってより良い生活支援に向けて各部門の更なる調整に期待したい。</p>		
13	Ⅱ-1-(2)-② 経営の改善や業務の実行性を高める取組に指導力を発揮している。	㊦・b・c

<コメント>

人員配置は県立施設として県の定数管理の中で行われており、残業時間を把握し職員の配置や人員要求などに取り組んでいる。勤務時間内で事務処理が出来ず残業になることを解消するため、記録や申し送りの標準化に努めている。オムツなど必要な消耗品は2カ月から3カ月毎在庫整理を行い計画的な購入に努め無駄を省く取り組みをしている。

II-2 福祉人材の確保・育成

		第三者評価結果
II-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		
14	II-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	㊟・b・c
<コメント> 人材の確保、育成、人事管理は県立施設として県条例や規則に基づき計画的な管理がなされている。入所者の状況に基づき、国の最低基準を上回る職員が配置されている。担当の子どもを持たず、足りないところを補完する業務を基幹的職員が担っている。また、家庭や児童相談所と連携するため家庭支援専門相談員を配置し、適切な養育・支援を行う体制を整えている。		
15	II-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。	a・㊟・c
<コメント> 福島県人事制度に基づき人事管理が行われている。新しい人事評価制度が導入され、職員一人ひとりが目標について管理職と話し合いながら職員としての目標を乳児院として目指すべき方向と調整している。管理者は目標の達成状況を把握しながら面談して助言や修正するなど目標管理に基づく人事評価を行っている。 なお、県立施設としての制約はあるものの、「期待する職員像」は職員が自ら専門職としてのキャリア形成を目指せるよう具体的な内容となることが望まれる。		
II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
16	II-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	㊟・b・c
<コメント> 福島県の諸規程により勤務時間、休暇(育児や介護休暇含む)、給与等が決められており、休暇取得状況、残業時間などを把握し適切な管理が行われている。健康管理面も定期検診、ストレスチェック、メンタルヘルス相談など働きやすい職場づくりに取り組んでいる。		
II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
17	II-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	㊟・b・c
<コメント> 福島県人事評価制度に基づき一人ひとり業務目標を設定している。施設長による期首面談、期末面談により進行管理を行いながら、目標達成に向けて取り組み育成を図っている。課題が見られる職員に対しては、随時個別面談を行い目標の見直しや助言を行っている。また、期末面談では達成状況を話し合い、残った課題を次年度目標に活かすなどPDCAサイクルで職員育成を進めている。		

18	Ⅱ-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	㊦・b・c
<p><コメント></p> <p>「福島県研修規程」により公務員としての研修を受講している。また、乳児院研修計画に基づき福島県社会福祉協議会、東北・北海道ブロック乳児院研究協議会などの専門研修を受けるほか、外部講師を招き内部研修を行うなど階層別研修、テーマ別専門研修を実施している。</p>		
19	Ⅱ-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	㊦・b・c
<p><コメント></p> <p>新任職員に対し年齢が近いサポート職員を配置して、OJTを行う他、経験年数、担当業務や職務に対応した研修が受講できるようになっている。外部講師を招き、子どもの理解や対応方法など職務に直結する内容の内部研修も行われている。研修で養育のヒントとなったことを事務所内に掲示し職員間で共有しながら業務に活かしている。</p>		
Ⅱ-2-(4) 実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
20	Ⅱ-2-(4)-① 実習生等の養育・支援に関わる専門職の教育・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	㊦・b・c
<p><コメント></p> <p>「福島県保健医療福祉施設関係実習生受入実施要綱」に基づき、乳児院独自の「実習のしおり」、「実習プログラム」を用意し事前に配り、実習担当者、活動内容、実習目標を定めている。</p> <p>実習校とも受け付けの段階から担当教員の指導訪問、実習の評価まで連携を取って行われている。実習生は県内外の養成校から受け入れている。</p>		

Ⅱ-3 運営の透明性の確保

		第三者評価結果
Ⅱ-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		
21	Ⅱ-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	a・㊦・c
<p><コメント></p> <p>基本方針、重点施策、支援内容など乳児院の運営内容を業務概要に記載し家族や希望する人に配布する他、施設内にも倫理綱領や職員行動指針を掲示している。福島県のホームページに予算や決算、第三者評価結果など限られた情報のみ公表しているが、乳児院の運営理念、基本方針、運営状況、乳児院の役割や機能を公開し周知を図ることも望まれる。</p>		
22	Ⅱ-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	㊦・b・c
<p><コメント></p> <p>「福島県財務規則」で経理、取引ルールが定められ権限、責任が明確になっている。支出は次長、施設長の決裁後、出納事務所の審査が行われている。また、外局の監査委員による監査、県議会による決算審査を受け適正な運営を保つ体制が整っている。</p>		

II-4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果
II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。		
23	II-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	a・㊦・c
<p><コメント></p> <p>毎年「地域交流会」を実施し、地域住民やボランティア等を招き交流するほか、近くの幼稚園、児童館に出かけ乳児院以外の児童と一緒に遊ぶ機会を積極的に作っている。また、あいつ祭り見学や電車の乗車体験、買い物など社会経験を積む機会も作っている。しかし、地域交流への基本的な方針は文書化されていない。子どもの成長・発達の視点から地域とのかわり合いは大切であり、方針を立て文書化することが望まれる。</p>		
24	II-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	㊦・b・c
<p><コメント></p> <p>「ボランティア受入れ実施要綱」を作成し、ボランティアの受入れを乳児院の重点事項に入れ積極的に受け入れている。受け入れ担当を決め養成校などとの連携、職員への周知、ボランティアに対し子どもとの接し方や扱い方の事前研修など受け入れ態勢が整えている。</p>		
II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。		
25	II-4-(2)-① 施設として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	a・㊦・c
<p><コメント></p> <p>医療機関、児童相談所などのリストを事務室内に掲示し職員間で内容を共有している。また、「会津若松市要保護児童対策地域協議会」に施設長等が参加し、地域の情報も把握している。</p> <p>しかし、家庭復帰後のアフターケアを進めるうえで必要な情報を収集した社会資源リストは作成していないので取り組むことが望まれる。</p>		
II-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。		
26	II-4-(3)-① 施設が有する機能を地域に還元している。	a・㊦・c
<p><コメント></p> <p>「地域交流会」に地域住民が参加できる機会を設けている。震災後の経験から、災害時用の乳児用食料の備蓄を始めているが、災害時の乳幼児受け入れの方針などはまだ決まっておらず、今後県立施設として方針を明確にして受け入れ態勢を整え、施設機能を地域に活かす取り組みも望まれる。</p>		
27	II-4-(3)-② 地域の福祉ニーズにもとづく公益的な事業・活動が行われている。	a・b・㊦
<p><コメント></p> <p>関係機関の会議などを通じて要保護児童など福祉ニーズの把握に努めているが、具体的な事業の実施や活動までは至っていない。把握した地域の子育てニーズの中から乳児院として専門性を発揮出来る分野などで取り組むことが望まれる。</p>		

評価対象Ⅲ 適切な養育・支援の実施

Ⅲ-1 子ども本位の養育・支援

		第三者評価結果
Ⅲ-1-(1) 子どもを尊重する姿勢が明示されている。		
28	Ⅲ-1-(1)-① 子どもを尊重した養育・支援提供について共通の理解をもつための取組を行っている。	㊟・b・c
<p><コメント></p> <p>「基本目標」、「若松乳児院倫理綱領」、「若松乳児院職員行動指針」で子どもを尊重した姿勢を明文化し職員間で共有をしている。研修担当が定期的に外部講師を招き内部研修が行われる。また子どもの権利擁護に取り組んでいる「会津若松 GAP」を受け入れ子どもの人権について話し合い、養育・支援に活かしている。さらに、職員の関わりが適切に行われるよう定期的な自己チェックも行い確認している。</p>		
29	Ⅲ-1-(1)-② 子どものプライバシー保護等の権利擁護に配慮した養育・支援提供が行われている。	a・㊟・c
<p><コメント></p> <p>「福島県個人保護条例」や「若松乳児院職員行動指針」でプライバシー保護を規定し、職員会議で内容の周知を図っている。またパソコンへの不正アクセス防止についての内部研修を行いプライバシー保護の取り組みを行っている。なお、乳児院として子どものプライバシーの視点から、より具体化したマニュアルを策定することが望まれる。</p>		
Ⅲ-1-(2) 養育・支援の提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。		
30	Ⅲ-1-(2)-① 保護者等に対して養育・支援選択に必要な情報を積極的に提供している。	㊟・b・c
<p><コメント></p> <p>「業務概要」、「入所のしおり」により乳児院の養育方針、養育内容、生活の日課、面会や外出について説明している。保護者の見学も希望により受け入れて理解に努めている。「乳児院だより」や「家庭通信」を定期的に発行し情報の発信と保護者の理解に努めている。</p>		
31	Ⅲ-1-(2)-② 養育・支援の開始・過程において保護者等にわかりやすく説明している。	㊟・b・c
<p><コメント></p> <p>子どもの入所時に保護者に「入所のしおり」、「業務概要」を配布し保護者に分かりやすく説明している。子どもが生活する乳幼児室も見学していただくなど理解に努めている。入所の同意は児童相談所が取り、その写しを保存し同意にかえている。</p>		
32	Ⅲ-1-(2)-③ 措置変更や地域・家庭への移行等にあたり養育・支援の継続性に配慮した対応を行っている。	㊟・b・c
<p><コメント></p> <p>退所にあたっては乳児院での生活、食事、排泄状況を詳しくまとめた「生活のあらまし」を作成し、子どもの移行先である保護者や里親、養護施設が継続的な養育が出来るよう情報を引き継いでいる。家庭支援専門相談員が中心になり児童相談所と連携して養育支援の相談を受けるなどアフターケアにも努めている。</p>		

Ⅲ-1-(3) 子どもの満足の向上に努めている。		
33	Ⅲ-1-(3)-① 子どもの満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	㊟・b・c
<p><コメント></p> <p>毎月の自立支援・援助計画会議で毎日の生活の中で気づいたことなど子ども一人ひとりの情報を話し合い養育・支援に活かすようにしている。家庭支援専門相談員が中心となって面会時に保護者から希望を聞いて養育に活かすとともに誕生日には子どもと一緒にプレゼントを選ぶなど子どもの意見も反映するよう努めている。</p>		
Ⅲ-1-(4) 子どもが意見等を述べやすい体制が確保されている。		
34	Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	a・㊟・c
<p><コメント></p> <p>「福島県県営社会福祉施設苦情解決制度要綱」に基づき、「苦情解決第三者連絡会議」を設置し、苦情解決責任者、担当者を決め第三者委員2名を委嘱している。院内に掲示するとともに入所時に「入所のしおり」で苦情解決制度を説明している。来院しない親には児童相談所を通じ周知している。申出の実績はなく、意見記入用紙の配付、アンケートなど意見を把握する工夫も望まれる。</p>		
35	Ⅲ-1-(4)-② 保護者等が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。	a・㊟・c
<p><コメント></p> <p>面会時は保護者に寄り添うように丁寧に対応している。また、家庭通信を定期的に発送しそこに担当者の名前も記入して、連絡を取りやすくしている。なお、相談スペースなど申出しやすい環境づくりを必要と考えており、空きスペースを活用し相談コーナーを設けるなど秘密が守られ安心して相談できる環境づくりが望まれる。</p>		
36	Ⅲ-1-(4)-③ 保護者等からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	㊟・b・c
<p><コメント></p> <p>面会や電話で出された保護者の意見や要望は、養育日誌などに記録し、職員間で共有を図りながら対応している。要望の内容によっては、児童相談所など関係機関と連携しながら対応が図られている。</p>		
Ⅲ-1-(5) 安心・安全な養育・支援の提供のための組織的な取組が行われている。		
37	Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な養育・支援の提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	a・㊟・c
<p><コメント></p> <p>施設長がリスク管理責任者についており、「事故マニュアル」を策定し、事故発見者が状況、原因などについて文書で報告され、回覧を通じ周知を図るとともに再発防止策を検討している。現在事故、ヒヤリハットの分類についてマニュアルの見直しを進めている。建物や設備の安全面についても定期的な点検を行っている。なお、リスクマネジメント委員会は設けられていないので組織的に検討する場の設置が望まれる。</p>		
38	Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保の	㊟・b・c

	ための体制を整備し、取組を行っている。	
<p><コメント></p> <p>「若松乳児院院内感染症対策マニュアル」を策定し、感染の予防や発生時の対応について明示され、看護師が対応責任者となり、体制が整えられている。院内で学習会や外部講師による研修機会を設けている。毎月感染症対策会議を開催し流行している感染症の状況、対策について情報の共有が図られている。</p>		
39	Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	㊟・b・c
<p><コメント></p> <p>次長が防火管理者となっており、年間計画に基づき毎月避難訓練を実施している。災害時の緊急連絡表、災害時における避難場所が決まっている他、「災害時の給食対応マニュアル」により非常用食材や調理器具、食器を備蓄するなど災害体制が整えられている。</p>		

Ⅲ-2 養育・支援の質の確保

		第三者評価結果
Ⅲ-2-(1) 提供する養育・支援の標準的な実施方法が確立している。		
40	Ⅲ-2-(1)-① 提供する養育・支援について標準的な実施方法が文書化され養育・支援が提供されている。	㊟・b・c
<p><コメント></p> <p>養育要綱において養育支援の方法を詳細にマニュアル化し、職員が常に閲覧し活用することにより標準化を図っている。また、自立支援計画を策定し、毎月の自立支援・援助計画会議において子どもの発達など変化に応じた見直しをしている。</p>		
41	Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	㊟・b・c
<p><コメント></p> <p>職員会議、自立支援・援助計画会議を毎月開催して必要に応じて実施方法を話し合い、記録を整備している。また、「全国乳児院福祉協議会」からの情報を得ながら養育支援を見直す仕組みができている。</p>		
Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより養育・支援実施計画が策定されている。		
42	Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく個別的な養育・支援実施計画を適切に策定している。	㊟・b・c
<p><コメント></p> <p>自立支援計画を、適切な手順でアセスメントして個別に策定し、毎月の自立支援・援助計画会議で評価・見直しを行っている。また、保護者からの希望を収集して自立支援計画に反映させる取り組みを行なっている。</p>		
43	Ⅲ-2-(2)-② 定期的に養育・支援実施計画の評価・見直しを行っている。	㊟・b・c
<p><コメント></p> <p>自立支援計画は適年齢時に計画的に策定し、それを基に毎月自立支援・援助計画会議で子どもの変化や職員の気づき等で検討見直しが行われ、職員間で内容の共有を図りながら支援</p>		

に結びつけている。		
Ⅲ-2-(3) 養育・支援実施の記録が適切に行われている。		
44	Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する養育・支援実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化している。	a・㊦・c
<p><コメント></p> <p>発育記録は、毎日個別に子どもの様子が分かるよう詳細に記録され、養育日誌と別々に整理しているが、日誌と合わせて回覧しているために日誌への確認印はあるが、発育記録への確認印が無いので、情報共有の観点から確認印の押印が望まれる。</p>		
45	Ⅲ-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	a・㊦・c
<p><コメント></p> <p>「文書管理等規則」により文書管理責任者を設置し、記録の保管、保存、廃棄が定められ、管理体制は確立している。処遇記録の保管は外部者の目につかないところへ保管しているが、職員が手薄になる夜間には保管場所へ施錠することが望まれる。</p>		

内容評価基準（22項目）

※「共通評価基準評価対象Ⅲ 適切な養育・支援の実施」の付加項目

A-1 子ども本位の養育・支援

		第三者評価結果
A-1-(1) 子どもの尊重と最善の利益の考慮		
A①	A-1-(1)-① 社会的養護が子どもの最善の利益を目指して行われることを職員が共通して理解し、日々の養育・支援において実践している。	a・㊦・c
<p><コメント></p> <p>「倫理綱領」に基づき、自立支援・援助計画会議で職員間の共通理解をして子どもの最善の利益を目指した取り組みをしている。なお「全国乳児院福祉協議会」が作った「より適切ななかかわりをするためのチェックポイント」を活用しているが、振り返りをする取り組みが十分でないので検討が望まれる。</p>		
A-1-(2) 被措置児童等虐待対応		
A②	A-1-(2)-① いかなる場合においても体罰や子どもの人格を辱めするような行為を行わないよう徹底している。	a・㊦・c
<p><コメント></p> <p>「若松乳児院虐待等防止マニュアル」を整備し、具体的な禁止行為を明記している。全国乳児福祉協議会作成の「より適切ななかかわりをするためのチェックポイント」を参考に「虐待防止チェックシート」を作りセルフチェックできるようになっている。その結果を活かす取り組みまでは至っていない職員全体で共有する場を設け権利擁護に努めることが望まれる。</p>		

A③	A-1-(2)-② 子どもに対する不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。	a・㊦・c
<p><コメント></p> <p>「虐待防止マニュアル」において、不適切なかかわりを想定した対応について具体的に明記されており、それを職員間で理解し共有している。またチェックシートの活用も職員個人任せられており、組織的に活用し振り返りをして意識的に確認することが望まれる。</p>		
A④	A-1-(2)-③ 被措置児童等虐待の届出・通告に対する対応を整備し、迅速かつ誠実に対応している。	㊦・b・c
<p><コメント></p> <p>福島県が策定している「被措置児童等虐待対応マニュアル」に基づき職員へ周知している。また、外部研修に出席した職員が伝達講習をして職員間で理解、共有が図られている。</p>		

A-2 養育・支援の質の確保

		第三者評価結果
A-2-(1) 養育・支援の基本		
A⑤	A-2-(1)-① 子どものこころによりそいながら、子どもとの愛着関係を育んでいる。	㊦・b・c
<p><コメント></p> <p>担当養育制を取り入れ乳幼児との強い愛着関係の構築に努めている。また、職員を幼児が呼びやすい「ちゃーちゃん」と呼び母親に代わる個別的なかかわりを大切にした養育支援が行なわれている。</p>		
A⑥	A-2-(1)-② 子どもの生活体験に配慮し、豊かな生活を保障している。	㊦・b・c
<p><コメント></p> <p>子どもの個々の発達状態に応じて、家庭菜園・クッキングなど豊かな生活体験ができるよう取り組んでいる。また、コンセント等危険なものは手の届かないところに取り付けるなど危険防止にも配慮している。</p>		
A⑦	A-2-(1)-③ 子どもの発達を支援する環境を整えている。	a・㊦・c
<p><コメント></p> <p>職員数が確保され子どもの個々の発達や状態に応じた適切な言葉を用い、穏やかな言葉かけや抱っこをするなど温かく甘えたい気持ちを受け止め安心感を保てる環境が整備されている。なお、全乳協のチェックポイント等を活用して自己評価や振り返りを行うことが望まれる。また、間隔が短い食事時間等子どもの健全な発達や家庭的な生活の視点からデイリープログラム(日課表)の見直しも含めた検討も望まれる。</p>		
A-2-(2) 食生活		
A⑧	A-2-(2)-① 乳幼児に対して適切な授乳を行っている。	㊦・b・c
<p><コメント></p> <p>「養育要綱」や「調乳ガイドライン」で一人ひとりの乳幼児に合わせた援助方法を担当職員間で共通理解をしている。また、授乳時は必ず抱いて、笑顔で目を合わせながら声をかけ</p>		

て優しくゆったりと授乳をしている。		
A⑨	A-2-(2)-② 子どもの生活体験に配慮し、豊かな生活を保障している。	㊟・b・c
<p><コメント></p> <p>養育者から食事の摂取状況の情報を得、また、栄養士も食事状況を観察し嗜好を把握しながら職員間で共通理解を図り、献立を工夫するとともに乳幼児個々の状況に応じた栄養にも配慮している。</p>		
A⑩	A-2-(2)-③ 食事がおいしく楽しく食べられるよう工夫している。	a・㊟・c
<p><コメント></p> <p>年齢に合わせ調理し養育者も丁寧な食事支援をしているが、クラス別に食事を摂っている。1歳を過ぎた頃から年長児をモデルに自力摂食できるような成長を促すためクラスを合同にして一緒に、楽しく、美味しく食べることが出来る環境づくりへの工夫が望まれる。</p>		
A⑪	A-2-(2)-④ 栄養管理に十分な注意を払っている。	㊟・b・c
<p><コメント></p> <p>栄養管理手引きを基に乳幼児に必要な栄養管理をし、おやつ作りのクッキングを行い、食への関心を高める取り組みをしている。また、アレルギー食について内部研修を実施し職員間の共通理解を図っている。</p>		
A-2-(3) 衣生活		
A⑫	A-2-(3)-① 気候や場面、発達に応じた清潔な衣類を用意し、適切な衣類管理を行っている。	㊟・b・c
<p><コメント></p> <p>洗濯は業務委託とし、乳幼児が常に清潔で快適な生活ができるように配慮し、気候、場面、男女別、それぞれの発達に応じたものが用意され、子ども一人ひとり別に衣服が収納され適切に管理されている。</p>		
A-2-(4) 睡眠		
A⑬	A-2-(4)-① 乳幼児が快適に十分な睡眠をとれるよう取り組んでいる。	㊟・b・c
<p><コメント></p> <p>「養育要綱」に基づき、入眠時は温度、湿度管理を行い子守歌や必要に応じて抱っこや優しくトントンし、一時覚醒時には、再入眠できるよう優しく触れるなど良好な睡眠がとれるよう職員間で共通理解し取り組んでいる。</p>		
A-2-(5) 入浴・沐浴		
A⑭	A-2-(5)-① 快適な入浴・沐浴ができるようにしている。	㊟・b・c
<p><コメント></p> <p>乳幼児の状態に応じたおもちゃを準備し、楽しく安心して入浴ができるよう工夫している。入浴時は心地良い言葉かけなどで子どもとの触れ合いを深めている。またタオル、バスタオルなどは委託業者により洗濯、乾燥が行われ清潔に保たれている。</p>		
A-2-(6) 排泄		
A⑮	A-2-(6)-① 乳幼児が排泄への意識を持てるように工夫している。	㊟・b・c
<p><コメント></p>		

<p>「養育要綱」、自立支援計画に基づいて、おむつが汚れたら適切に交換し心地よさを体験させる取り組みをしている。発達に合わせた排泄自立への支援ができるようトイレの改修が行われ発達段階に応じた対応が行われている。</p>		
<p>A-2-(7) 遊び</p>		
A⑯	A-2-(7)-① 発達段階に応じて乳幼児が楽しく遊べるように工夫している。	a・㊸・c
<p><コメント></p> <p>発達段階における遊びの工夫を行っている。玩具の個別化は、面会時や個別対応時に活用をしているが個別化までは至っていない。個別化は、自分の物を所有する満足感や他の人の物の区別を知る基礎となるので、さらに取り組むことが望まれる。</p>		
<p>A-2-(8) 健康</p>		
A⑰	A-2-(8)-① 一人ひとりの乳幼児の健康を管理し、異常がある場合には適切に対応している。	㊸・b・c
<p><コメント></p> <p>健康管理記録を整備し健康管理の取り組みをしている。また、嘱託医が週1回の診察を実施し、緊急時の入院等医療機関との連携は良好である。SIDS(乳幼児突発死症候群)はマニュアルに基づき予防及び発見に努めている。また、救急蘇生訓練を計画的に実施して迅速な対応ができるよう心掛けている。</p>		
A⑱	A-2-(8)-② 病・虚弱児等の健康管理について、日常生活上で適切な対応策をとっている。	㊸・b・c
<p><コメント></p> <p>病・虚弱児などの健康管理記録や服薬管理表を基に日々の健康管理を行っている。また、看護職は嘱託医との連携を密にして、必要に応じてリハビリテーションなどの通院加療も行っている。</p>		
<p>A-2-(9) 心理的ケア</p>		
A⑲	A-2-(9)-① 乳幼児と保護者等に必要な心理的支援を行っている。	㊸・b・c
<p><コメント></p> <p>家庭復帰を目指した「交流プログラム」において親子関係の回復、構築のための支援をしている。また、心理職の配置は無いが必要ある時は児童相談所の担当職員や心理職員から助言を受け養育支援にあたっている。</p>		
<p>A-2-(10) 施設と家族との信頼関係づくり</p>		
A⑳	A-2-(10)-① 施設は家族との信頼関係づくりに取り組み、家族からの相談に応じる体制を確立している。	㊸・b・c
<p><コメント></p> <p>家庭支援専門相談員が窓口となり家族からの相談、児童相談所との連携を図っている。また、年3回発行の「家庭通信」で、個々の乳幼児の成長の歩みや写真を家族へ知らせ施設との信頼関係構築に取り組んでいる。</p>		
<p>A-2-(11) 親子関係の再構築支援</p>		
A㉑	A-2-(11)-① 親子関係の再構築等のために家族への支援に積極的に取り組んでいる。	㊸・b・c
<p><コメント></p>		

家庭支援専門相談員が中心となり「家庭復帰プログラム」にそって親子関係が再構築できるよう、児童相談所と連携を図りながら取り組んでいる。復帰にあたっては保護者の面会時に不安に対する相談支援や保育者が子どもへのかかわり方の見本を見せるなど親子関係作りへの支援をしている。

A-2-(12) スーパービジョン体制

A②	A-2-(13)-① スーパービジョンの体制を確立し、施設の組織力の向上に取り組んでいる。	a・b・c
----	---	-------

<コメント>

短期の研修を受けた職員にスーパーバイザーの役割をもたせているが、組織の中では十分機能していないので、人材育成の面から外部講師を活用し職員同士によるピアスーパービジョンなどの研修の場を設け組織的に機能していくよう取り組むことが望まれる。